

町長	助役	課長	主幹	担当	合議

別記様式第4号

会議等結果報告書					
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	1697		
		決裁期日	平成18年12月29日		
名称	課長会議(12月定例)会議録				
日時	平成18年12月29日 午前9時00分から11時20分				
場所	第3会議室				
出席者	町長、助役、教育長 各課長(12名) 事務局(総務班主幹、総務班主査)				

内容

町長あいさつ

- ・平成18年も仕事納めの日を迎えた。今年1年の行政対応、12月議会の対応、また12月上旬の入院時の対応等、皆様に感謝する。
- ・組織機構改革に向けた関係条例が、12月議会で可決いただいた。新年度より新たな体制に移行するが、改革の目的が達成されるよう課長職が中心的な役割を果たしていただきたい。
- ・平成19年度予算については、枠配分方式とした。町長査定時には、枠内に収まった予算要求をもって、査定対応したい。町長査定は、必要な事業の復活折衝の場としたい。
- ・人事異動の自己申告を昨年より制度化している。できる限り、希望に沿った異動を考慮したい。
- ・今年度で5名の課長が退職を迎える。新年度に向けて、課長職、主幹職の昇格人事を行わなければならないが、従来のような年功序列ではなく、管理能力、指導力、改革意欲等を重点に考えていきたい。
- ・年末年始を迎え、職員の綱紀粛正を徹底されたい。公務員による不祥事の報道があるが、我が町において、そのようなことのないよう、特に、飲酒運転は絶対ないよう指導されたい。
- ・先般、公用車に鍵をかけたまま放置しておいた事実が発生した。公用車の管理について、総務課長に厳重注意するとともに、管理体制の強化策構築について指示した。公用車の使用に不便をきたす事もあると思うが、理解願いたい。

1 3月町議会定例会について

総務課長：資料に基づき説明する。

町長：補正予算にあっては、決算において大きな不用額の発生がないよう、精査願いたい。

助役：3月議会は、新年度の活動計画に係る重要な議会となる。予算査定においても、協議していくが、「従来どおりの発想で行っている行政サービス」と「受益者負担等を強いるサービス」など、混在している状況を少しでも整理していく事が重要と考えている。

全体：確認する。

2 町議会臨時会の招集について

総務課長：議案の記載内容に沿って説明する。

- ・日程については、1月29日を予定で調整中
- ・予定議案は、2件

建設水道課長：専決処分（工事の契約変更）の報告を予定したい。

助役：長期継続契約の条例について、検討されたい。平成19年度から対応できるとすれば、この臨時議会で上程できることがベターと考える。

助役：臨時議会前に、所管委員会の開催、町長との意思確認が必要となるので、遺漏ないよう準備されたい。

3 住民会長町政懇談会の協議事項について

総務課長：資料に基づき説明する。

助役：住民会長の皆様との協議は、限られた機会しかない。各課において、積極的に活用され、住民の皆様への説明機会とされたい。

例えば、「ゴミ分別のPR」「各家庭での除雪のモラル」など。

町長：議会への行政報告と同様に、住民の皆様へ説明する機会として、各課で積極的な活用をお願いします。

助役：協議事項の追加等は、早々に総務課へ報告されたい。

4 職員の勤務時間の見直しについて

総務課長：資料に基づき説明する。

会計課長：昼食時の休憩時間は、1時間設定が良いのではないかと。

保健福祉課長：町民の利用を考えると、延長時間は、17時以降に設定したほうが良い。同様の発言多数あり。

ラベンダーハイツ所長：8:30~12:00、13:00~17:30（休憩時間 12:00~13:00）が良いのではないかと。

助役：延長時間は17時以降、昼食休憩時間は1時間を課長会議の意見として集約してよいか。全体：了承する。

5 組織機構改革・地方自治法改正等に伴う例規の整備等について

総務課長、総務班主査：資料に基づき説明する。

助役：関係条例は12月議会で可決されたので、規則以下、漏れのないよう整備を進めなければならない。まずは、本日全体で確認予定となっていた、「事務分掌（行政組織規則別表）の整理」「組織内会議構成員の整理」「総合窓口対応事務の整理」について、発言を求める。

総務課長：事務分掌の整理にあたっては、権限移譲に伴う事務等に、漏れのないよう確認が必要である。

助役：現行にあった事務分掌の標記に修正も必要と考える。

総務課長：総務課の事務分掌中では、次のように修正をしたい。

- ・「職員の懲戒処分に関すること。」を追加
- ・「人事管理制度に関すること。」を「人事管理・人事評価制度に関すること。」に修正
- ・「職員提案制度及び職員提案審査会の事務に関すること。」を「職員提案に関すること。」に修正

助役：本日の課長会議で、細かな修正補完は難しいと思うので、総務課長の修正発言等を参考に、各課長において、早々に修正を総務課に報告されたい。あわせて、「組織内会議構成員の整理」「総合窓口対応事務の整理」についても、同様に報告されたい。

特に、「総合窓口対応事務の整理」は、機構改革の重要な視点でもあるので、各課長においては、再精査し報告されたい。

総務班主査：上記の報告は、1月12日（金）までとさせていただきます。よいか。

全体：了承する。

助役：以降、「専決規定」の見直しに着手していかなければならない。組織内分権は、大きな目標の1つであるので、共通専決事項の見直し案(総務課でまとめる予定)についても、積極的な意見を総務課に寄せられたい。

助役：その他の準備事項も含め、相当数の例規整備があるので、遺漏ないように、組織全体での協力をお願いする。

6 その他

<総務課関係>

- (1) 年未年始の日程について
- (2) 年未年始の綱紀肅正について
- (3) 職員の勤続表彰について
- (4) 十勝岳噴火総合防災訓練について
- (5) 人事異動の自己申告について

総務課長：(1)～(5)について、一括して説明する。

助役：特に、自己申告制度については、組織機構改革もあるので、自らの考えを発する機会として、積極的に活用されたい。

町長：管理職の異動、昇格人事については、各課長等と聞き取り機会を設けたいと思うが、自己申告制度の適用除外となっている管理職についても、同要綱に準じて取り扱いたいので、管理職も申告書の提出を認めたい。

<企画財政課関係>

- (1) 公共施設使用料の改正施行に向けた準備について
- (2) 平成19年度予算町長査定について

企画財政課長：(1)(2)について、一括して説明する。

- ・1月15日に、町長査定に向けた最終確認のため、臨時課長会議を予定したい。

<行革事務局関係>

- (1) 行財政改革推進状況報告(定期報告)について

行革事務局長：資料に基づき説明する。

- ・年度末に向けて、効果額算定に向けた作業を依頼することになるので、ご協力をお願いする。

<全体>

総務課長：次の5点について、説明する。

入札談合関与行為防止法が改正され、職員の罰則規定が明記された。(別紙参照)

出前講座を職員向け予備講座として、実施した。(24講座、142名の参加)

出前講座の事業推進に、職員もPR願いたい。

1月に役員変更の自治会等があり、広報等の配付支援職員の募集を行うので、協力をお願いする。

富良野法務事務所が、旭川東法務事務所に統合され、H19.5.1で廃止予定である。

公用車の放置事件の発生から、管理強化策が必要と考えているので、理解と協力をお願いする。

町立病院事務長：町立病院は、1月4日通常診療予定である。

産業振興課長：1月19日に、「日豪FTA交渉農畜産物関税撤廃阻止緊急上川総決起大会」が、開催される。町長、議長等を含め、本町から45名程度の参加要請となっているので、対応したい。

来月の行事予定について

- ・1 / 15 臨時課長会議
- ・1 / 19 日豪F T A交渉農畜産物関税撤廃阻止緊急上川総決起大会
- ・1 / 21 商工会女性部新年交礼会
- ・1 / 25 厚生常任委員会
- ・1 / 27 商工会青年部新年交礼会
- ・1 / 28 住民会対抗ソフトミニバレーボール大会
- ・1 / 29 臨時町議会

町長：決裁終了後、日程表への入力は、早めをお願いしたい。(出席案件は、コピーを秘書席へ)

助役：本年度も残すところ3ヶ月となる。時間外手当も配分方式をとっているので、年度末を迎え、足りなくなるような事のないよう、効率的な業務管理とあわせて、各主幹職(時間外勤務の命令権者)に指示願いたい。

また、平成19年度の予算査定の時期を迎えているが、19予算は、近い将来のバランスの取れた財政構造への道筋をつける重要な予算になる。そのような気持ちで査定に望まれない。

[会議終了：11時20分]